

第10章 自衛隊派遣の要請

- 1 洪水等の際しその被害が甚大であると予想され、動員計画による動員のみでは災害を防止することができず、人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、自衛隊法第83条の規定に基づき、岩手県知事に対し自衛隊の派遣を要請することができるものとする。
- 2 状況が緊迫し、水防管理者が岩手県知事に連絡のいとまなく、真に事情やむを得ない場合に限り、緊急措置として水防管理者が直接自衛隊に対し、岩手県知事を経由できない事由を付して、派遣を要請することができるものとする。
ただし、この場合には遅滞なくその経緯を岩手県知事へ報告しなければならない。
- 3 自衛隊の派遣要請の手続き及び自衛隊の実施する作業等は、遠野市地域防災計画によるものとする。